

議会受付番号	鎌議第 1606 号
質問者	渡邊 昌一郎 議員
答弁する者	市長（総務部職員課）

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

質問の意図が全く理解されていない的外れな答弁書について。
再答弁を求める。（鎌議第 1534 号の答弁書）

2 質問の要旨

以下について再度質問いたします

質問の内容についてきちっと的確に答弁されたい。真面目に答えてください。

- 「どのようなきっかけで」「誰からの紹介で」とお伺いしています。
- 「どのような基準で」とお伺いしています。「市政に明るい」という文言が基準に当てはまるのか？
- 「経歴」とは現在の職業だけをお伺いしているのではありません。
「経歴」の意味を良く理解してください。
- 「審査委員」という極めて中立性と常識を求められる委員ですので、政治的関わりや思想信条の事前調査が必要であることは絶対条件です。
そのような考えはありませんか？
今回の遅刻常習犯の戒告処分は世間の常識から外れた「お手盛り」という認識を各委員は持ちえないのか？（各委員からの回答を願います）
- 当該答弁書は全くの的外れの回答でありこのレベルの仕事を日々しているのですか。

3 答弁

- 職員審査委員会委員の委嘱に当たっては、特に「どのようなきっかけで」又「誰からの紹介で」ということはありませんが、平成 22 年度に山田勢津子委員、平成 24 年度に藤村耕造委員を委嘱した際は、いずれも前任者の職を考慮しました。
- 市内在住又は在勤で、市政に明るいということが選任の基準であると考えます。

- 職員考査委員の過去5年間における市として把握している「経歴」については、別紙のとおりです。
- 職員考査委員の政治的関わりや思想信条によって、審議に影響があつてはならないものと考えます。御指摘のような事前調査は行っておりませんが、これまで委嘱した委員は、職員考査委員として適正に対処されているものと考えております。

なお、考査委員会の答申は、委員6人により公平公正に決定しているものと認識しています。

- 職員は、全力を挙げて職務に専念しているところであります。